

令和5年 クオリティライフ 冬号 いちかわ

12月発行

市川市消費生活センター
TEL:047-320-0668

目次

- P. 1 減らない定期購入トラブル
- P. 2 自転車用ヘルメット
- P. 3 脱毛エステのトラブル
- P. 4 「出前消費生活講座」のご案内

弁護士による無料の多重債務相談を
行っています。(要予約)

☆消費生活センター
047(320)0666

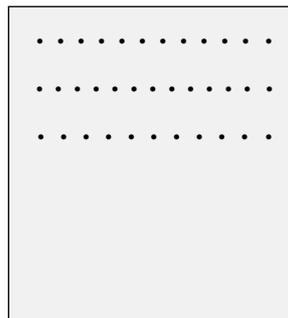
減らない定期購入トラブル

「いつでも解約できます」「初回限定80%オフ」は注意して！

通信販売では 注文確定をポチッとする前の**最終確認画面**において、契約の内容を簡単に最終確認できるように表示する必要があります。

- ① 商品の数量、回数など、定期購入の場合は各回の分量
- ② 販売価格、定期購入の場合は2回目以降の価格
- ③ 支払の時期・方法
定期購入の場合は各回の請求時期
- ④ 引渡し・提供時期、定期購入の場合は次回発送時期
- ⑤ 返品、解約の条件
- ⑥ 申込期間
(期限のある場合)

定期しぼりはありません！
いつでも解約自由！



注文を確定する

本当にお得？
解約条件は？

★いつでも解約自由とあっても、次回発送の〇日前までの解約の申し出が必要という規定があるので注意が必要です

注文を確定する前にスクリーンショットを撮りましょう！

【注文を確定する】を押す前に必ず確認しましょう

- ① 本当に1回限りですか？
- ② 2回目からはいくらですか？
- ③ 解約の方法は？

(消費者庁ウェブサイト)

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_230628_03.pdf
等を加工して作成

～自転車用ヘルメット～ 暮らしの危険より

2023年4月1日から、道路交通法が一部改正され、すべての自転車の利用者に自転車用ヘルメット（以下ヘルメット）着用の努力義務が課されました。また、同年7月1日からは、特定小型原動機付自転車（いわゆる電気キックボード等）の利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。



*国内では、ヘルメットの安全性に関する任意の規定等がありますが、市販されているヘルメットには、任意の規定等への適合マークが表示されているものと、いないものが販売されています。

(事例1)

補助輪付き自転車で下り坂を走行中に自転車ごと転倒した。ヘルメットは着用していなかった。アスファルトで顔面を打撲して出血し嘔吐を繰り返した。頭部CTに異常はなく、脳振とうと診断されたが嘔吐が改善しないため、輸液を行い2日間入院した。

(事故発生年月: 2022年10月、7歳4ヶ月・女兒)

(事例2)

自転車のカギに付けていたキーホルダーが後車輪に入り込み、コントロールを失って停車中の自転車にぶつかった後、自転車ごと2mほどの溝に転落した。

ヘルメットはしていなかった。自力で保護者に連絡後、救急搬送された。左顔面に擦過傷あり。CTでは左眼窩底ふきぬけ骨折があり同日より入院。

(事故発生年月: 2018年10月、18歳2ヶ月・女性)



アドバイス

- ・自転車と特定小型原動機付自転車に乗車する際は、安全のためにヘルメット着用に努めましょう。
- ・ヘルメットは、SGマークなど安全性を示すマークが表示されたものを選びましょう。
- ・ヘルメットは、頭部に適合した大きさ・形状のものを正しく着用することで効果を発揮します。取扱説明書をよく読んで正しく使用しましょう。
- ・1歳未満の子供を安全に自転車に同乗させることは現状では困難です。別の移動方法の検討を！

Q & A 1歳未満の子どもにヘルメットをかぶせることはできる？

現状では1歳未満の子どもを対象とするヘルメットは国内市場では販売されていません。
4か月相当のダミー人形にヘルメットをかぶせたところ、適切な着用ができませんでした。

脱毛エステのトラブル

美容に対して関心を持ち始める10歳代・20歳代の若者の間で、脱毛エステに関するトラブルが増加しています。近年は男性がひげ脱毛等に通りトラブルとなるケースも増加中。また、エステ事業者の破産に巻き込まれた相談もあります。

脱毛エステの相談はクーリング・オフや中途解約など解約に関するトラブルが多くみられますが、中でも「通い放題」「期間・回数無制限」「永久保証」などの長期間の施術を前提とするコースでの中途解約をして、清算をするときにトラブルが生じたという事例が目立ちます。



【相談事例】

【事例1】

永久保証をうたう脱毛を40万円で契約し1回施術後、解約したら10万円請求された。

【事例2】

施術有効期間が3年間と言われ契約したが中途解約できる期間は1年だった。

【事例3】

3年間通い放題コースを契約し中途解約したら有償部分は1回のみと返金を断られた。

【事例4】

SNSでひげ脱毛が月額約1,000円、全身脱毛が約3,000円との広告を見てエステサロンに行くと、約50万円のコースを勧められ、広告掲載のコースを希望したが「納得のいく脱毛をする場合はこれぐらいの料金」と言われ総額約60万円の契約をした。

【事例5】

利用しているエステサロンが破産した。まだ役務（サービス）提供期間内で施術回数も残っているが、どうしたらいいか。

中途解約が可能な期間に注意

脱毛エステの長期間にわたるコースは多くの場合、契約上「有償での施術期間・回数」と「無償での施術期間・回数」とに分かれています。一方、特定商取引法に基づく中途解約清算ルールでは有償での施術期間・回数のみが対象となります。しかし、「通い放題」などの広告・説明により消費者が認識していた契約期間と実際の契約内容（有償での施術期間・回数）にギャップがあり、消費者が思っていた以上に中途解約可能な期間が短いことでトラブルになっています。

事業者の倒産に対しては

事業者が倒産して破産手続きが開始された場合、事業者の財産は破産管財人（弁護士）の管理下におかれます。消費者は、返金等について破産したエステ事業者と直接交渉することはできません。破産管財人からの連絡を待ち、確認しましょう。

役務（サービス）提供期間内で施術回数が残っており、クレジット分割払いをしている途中の場合や、クレジットカード払いの場合も、クレジットカード会社に相談してみましょう。

トラブルにあわないために

- ★ 気軽さや安さを強調した広告やWebサイトを見て、お試しのつもりで店舗に行き、高額な契約をしているケースが目立ちます。広告等の記載だけで判断しないようにしましょう。
- ★ 店舗での勧誘時に、「割引は今日だけ」などとせかされることもあります。金額やコース内容に不安がある場合は、安易に契約せずきっぱりと断わりましょう。
- ★ 契約時は、必ず有償の期間・回数を契約書面で確認し、どのタイミングで中途解約ができなくなるのかを確かめましょう。また、分割払いの契約内容によっては、施術が終わった後や契約期間終了後も**支払いだけが続く**場合があります。契約内容を十分に確認し、納得してから契約するなど、慎重に検討しましょう。

『出前消費生活講座』のご案内

消費生活センターでは様々な消費者問題に関する被害を未然に防止するため、市内の自治会・高齢者クラブ・学校の授業やPTA等の皆様に出前消費者講座を行っています。

定期購入
トラブル

架空請求
詐欺メール

住宅リフォームの訪問販売
屋根、シロアリ・・・

被害にあわないために『出前消費者講座』でその手口や対処方法を学びませんか！

(講座テーマの例)

- ・悪質商法、詐欺などの被害にあわないための日頃の心得と対処方法
- ・年齢階層（若者・高齢者など）別の消費者被害防止について

問い合わせ・申し込みは、市川市消費生活センターへ ☎047-320-0668

- * 開催予定日の2か月前から、当センターと調整願います。
- * 開催日時は、平日の午前10時～午後4時
- * 時間は1時間程度で、ご要望に合わせたメニューをご用意します。(DVD上映も可能です)
- * 10名程度から、ご希望の会場に伺います。
- * 講師への謝礼・教材費等はすべて無料です。
- * お申し込みの際は、右記事項をお知らせください。
お気軽にご相談ください。

- * 団体名・担当者名・連絡先
- * 希望日時
- * 開催場所
- * 希望する講座のテーマ及び内容
- * 受講者の人数・年齢層

◎ 申込書は市公式Webサイトから
ダウンロード可！



消費生活相談窓口

◇ 市川市消費生活センター

市川市市川南1-1-1 ザ・クルーズ イースト 213号

相談日時 月曜日～金曜日（対面及び電話相談）
第2・第4土曜日（祝日除き電話相談のみ受付）
午前10時～午後4時

相談電話 047-320-0666
消費生活センターの休所日
土曜日（第2・第4土曜日を除く）
日曜日・祝日・年末年始

◇ 消費者庁 消費者ホットライン 上記相談日時以外の相談（年末年始を除く）

電話：188（局番なし）をご利用ください。
相談時間 午前10時～午後4時